

開 議 午前10時10分

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第21号 令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第2 議案第22号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めること  
について

日程第3 議案第23号 令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることにつ  
いて

日程第4 議案第24号 令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めるこ  
とについて

日程第5 議案第25号 令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第6 議案第26号 令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることにつ  
いて

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第21号令和4年度大槌町一般会計予算を定めること  
についてから、日程第6、議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定める  
ことについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております予算6件については、議員全員に  
よる予算特別委員会で審査しておりますので、委員長報告を省略し質疑を終結したいと  
思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告を省略し質疑は終結す  
ることに決定いたしました。

これより、予算6件について順次討論、採決を行います。

なお、採決は電子採決システムにより行います。

日程第1、議案第21号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて討論に入  
ります。阿部俊作君。賛成か反対かをお知らせください。（「反対です」の声あり）御  
登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 先ほど予算特別委員会の質疑の中で、一般会計について予算の中  
に訂正されるべき課題が発見されました。来年度の重要な予算で早期に解決されるべき

議案としても、この予算は是正されない限り賛成はできず反対討論といたします。

○議長（小松則明君） 賛成者の発言はありますか。（「なし」の声あり）反対の発言者  
はありますか。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も一般会計予算について反対の立場で討論をさせていただきます。

本定例会を振り返ってみますと、条例告知の課題やら、昨今の職員の不祥事、また予算特別委員会での質疑などなど、積算の根拠、内容について不明確なものが散見をされていると感じております。決して町行政当局を全批判しているのではなく、やはり震災後の10年を顧みたとき、いろんな事業を私たちも採択をしながら実行してまいりました。しかし、ある一定期間が過ぎた中で、やはり町当局の監視役である議会がきちっとその中身を精査していかなければ、町民に負託された責任を全うすることはできないというふうに感じているものであります。

私も当初予算を否決するという非常に大事な採決に挑むときに、町民の批判を受けることもあるでしょう。しかしながら、やはり議員として負託された責任を全うすることが本分であろうかというふうに考えます。

町当局においては、本予算書を作成するに当たり、非常に苦慮したと思えますけれども、いま一度襟を正しながら議員の声にも耳を傾けながら、もう一度予算書を精査していただきながら再提出されることを祈願しております。

以上をもって私の討論と代えます。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 以上、ほかにありますか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第21令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案の賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。賛成少数。よって、本案は否決されました。

日程第2、議案第22令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第22令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し

忘れはありませんか。

なしと認め、決定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第23号令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第24号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第25号令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願

いいいたします。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時21分

○

再 開

午前10時43分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま議案1件、発議案1件が追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第27号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第27号大槌町消防団員の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総  
務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第27号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務  
等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇を改善するため、出  
動手当を出動報酬に見直し、年額報酬とともに支給額を改正しようとするものでありま  
す。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 内容説明を求めます。消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） 議案第27号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す  
る条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、消防団員の処遇を改善するため、必要手当を出動報酬に見直し、年額報酬  
とともに支給額を引き上げるため条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、本条例を改正するに当たり、修正の必要がある語句についても改正をしようとするものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

第5条は、団員の身分を失う条件についての規定であります。第3条第1号の任命の条件の内容と整合性を図るため、第5条第2項第2号の規定を、第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったときと改めます。

第6条は、懲戒に関する規定でございますが、第6条第2項の下線部分をひと月と改めます。

第12条は、年額報酬の規定でございますが、今般、報酬については出動手当を出動報酬と見直すことで年額報酬及び出動報酬の2つの報酬となることから、第12条の第1項を削り、第2項を第5項に、第3項の下線部分を削り、第6項に改めます。

また、年額報酬及び出動報酬の支給内容について、第1項から第4項までを新たに加えます。

2ページ目を御覧願います。

第13条は、費用弁償に関する規定でございますが、出動手当を費用弁償として支給していたものを出動報酬と改めることから、第13条の第1項及び第3項を削り、第2項を第1項に改めます。

次に、第14条及び第15条は、公務災害、退職報償金に係る規定であります。第2項中の岩手県総合事務組合に市町村を加え、岩手県市町村総合事務組合と正規の名称に改めます。

別表第1については、年額報酬の表でございます。

表中の職務を階級と改め、年額報酬については消防庁長官通知に基づき団員の報酬を3万6,500円と改め、他の階級についても一律に1万3,700円を増額した金額に改めます。

3ページ目を御覧願います。

別表第2、別表第3は、機関員報酬及び出動手当の金額の表でございます。

別表第3については、第13条関係の費用弁償であったものを第12条関係の報酬と改めることから、第12条の項の順番に合わせて別表第2が出動報酬、別表第3が機関員手当となります。別表第2、表の右側の備考部分を全て削り、種別の自動車を消防ポンプ自動車、同じく下段の自動車を積載車と改めます。

また、表の枠外の備考の可搬動力ポンプ搭載車を積載車と改めます。

別表第3については、水火災の場合1回につき2,500円を、1日につき8,000円とし、活動時間が4時間以下の場合は4,000円と改めます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 非常によかったなと思っています。これは国のほうでもいろいろ動きがあって、このようになったのかな。さらには、ここで1つお聞きしたいことがあります。今やこの自然災害が猛威を振るう時代になってしまったと。その中で警戒の場合2,000円、改定前も2,000円ですけれども、警戒の場合と訓練等の場合、訓練とはまだまだいいとは思いますが、大体訓練とか何かするときにはみんな休みのときにやったりするし、そういう行事もありますけれども。警戒の場合が結構多くなってくるんじゃないかなと。そうなった場合、警戒のときの例えば出動手当の2,000円というのは、ちょっと額が少ないんじゃないかなと。最低この、上の水災害の場合のこの8,000円というのがある、せめてこれの半分ぐらい、1日につき例えば活動時間が4時間以下の場合4,000円ってあるけれども、警戒のほうはね、もう少しこの警戒のときの金銭授受に関しては、もう少し考えてもいいんじゃないかと思えますけれども。近隣市町村はどのような感じになっているか、その2つを聞きたいと思えます。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） 警戒といいますが、水災害等で被害がある場合の巡視警戒などは災害の8,000円のほうに当たります。ので、4時間以内だと4,000円。4時間以上だと8,000円の支給額となります。

近隣の報酬額等は、去年の12月にアンケート調査を行っておりますけれども、まだちょっとこの消防庁の通知に基づいた改正等が行われているのが10市町村と聞いておりますが、金額についてはちょっと承知しておりません。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） いや、その辺まで本当は調べておかないと。何しろ、例えばこの水害、例えば津波災害、山津波、海のほうの津波とか、そういうので警戒するのもあれば、火災が発生して山火事等が出たとき、また警戒態勢もあるわけだ。そういうのもあるし、人家に移って警戒態勢で帰られないっていうときもあったわけだ。そうすれば、必然的に仕事を持っている人たちだから、その分休まなきゃいけないんですよ。その会社

のほうで考えてくれるかもしれないけれども、その辺についてはもう少し配慮すべきじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（三浦浩二君） 警戒は、災害中は災害の出動手当とになりますので、その災害中に警戒、山火事の鎮火まではいかなくてもその警戒中というのはもう災害の出動手当でございます。そして警戒は、例えば、火災などが鎮火しまして、もう災害が発生していないときに、火災が終わった後に見回りとかする場合がありますが、そういうのが警戒ということで2,000円ということでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 3回目だからね、課長。その辺は分かるのさ。実際火災が、人家の火災が発生して、風が強くてね、ある程度は鎮火したけれども、この風でまた再度出火になって駄目だったので警戒体制だって帰られないときでもあったの。そういうのを見てきた。だからここで私はこの話出しているんだけど、水害だけじゃなくてそういう火災も、山火事だけでなく人家の火災もあるわけだ。そうしたとき、やはり警戒を解くわけにいかないって残るんだもん。だからそういう人たちのことを考えれば、なんで慰労してやるかって言えばそれしかないわけだね。だから、その件についてもきちっとある程度決めておいたほうが今後のためにもなるんじゃないかと思ってお伺いしていますけれども、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回は、消防長のほうのその報酬の考え方が示されましたので、きちっとそれに沿った形での報酬の見直しという形になります。また、金崎議員がお話のあったとおり、その出動手当踏まえて近隣市町村のバランスをとというようなことで進めてまいりましたので、今、御意見あったとおり様々な形で近隣市町村との警戒の部分の金額についても、しっかりこれから見直していきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も分団を預かる者として、このように報酬を上げていただくことについては誠に感謝申し上げます。考え方が消防庁長官の通知、これ大分前に出されていますけれども、今の消防課長の答弁の中にあつたとおり、まだまだ県内各市町村がこの消防団員報酬を上げるという機運が今10市町村程度しかない。そこの10のところプラス大槌が入ったということは非常に評価をするところであります。

つい先日の地震、あとはこの前の火災等について、消防団員というのは火災だからとか地震だからとか津波だからでなくて、サイレンが鳴ったらとにかく出るんですよ。着のみ着のままです。行きながらの情報、屯所に行ってからで火事だったらこうだ、地震だったらこうだ、津波が来るならこうだということを逐次判断しながら各団員、常にそういう状況下に置かれているというようなことで、ひいて言えば、常に危険と表裏一体であるというようなことです。なので、決して団員は報酬が欲しくて団員になっているわけでもなくて、災害っていうのは起きてほしくないと思いつつも、逐次出動して被害を最小限に抑える、それが宿命だと。この通知を鑑みたときに、町長は分団長会議に自ら出席していただいて、その意見を聞いて、このようにしていただいたというふうに評価しておりますし、また、統監である大槌町の町長が分団長会議に年に1回でもいいから参加していただいて激励をしていただければ、分団を預かる者、団員の命、生命を預かる者として非常に感謝するところではありますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。過日、その分団長会議に出席いたしまして、この報酬も含めていろいろとお話を聞く中では、しっかりとやはり命を守る取組をしている団員の方々の思いをしっかりと私が受け止めながら、やはり待遇含めて様々な形での改善は必要だろうなと思っております。議員御指摘のとおり、分団長会議、年に何回か開かれている状況ですので、適時に出席しながら団員の方々の様々な思いを受け止めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第27号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。賛成全員であります。本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 発議案第 3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、



## 即時撤退を求める決議

○議長（小松則明君） 追加日程第2、発議案第3号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、即時撤退を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君。御登壇願います。

○12番（阿部義正君） 発議案第3号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、即時撤退を求める決議（案）。

上記議案を大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。

決議案の朗読をもって提案理由及び内容の説明といたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、即時撤退を求める決議（案）。

2022年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これは国際法や国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて許すことはできません。

さらには、原子力施設への攻撃や民間施設への攻撃により、一般市民、幼い子供までが犠牲となっている。その非人道的な行為は断じて容認できない。

武力攻撃にさらされているウクライナ国民を思うとき、ロシア連邦の一方的な軍事侵攻に強い憤りを覚える。

我が国をはじめとする国際社会は、この暴挙を抑えるために、あらゆる外交努力を行うべきであり、一日も早いウクライナへの平和を願うものであります。

よって、大槌町議会はロシア連邦による一連のウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での撤退を強く求めるものであります。

以上、決議する。

令和4年3月18日。

大槌町議会。

以上、提案いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

ここで沼田教育長から退任の御挨拶の申出がありましたので、御登壇の上、お願いいたします。沼田教育長。

○教育長(沼田義孝君) ただいま議会議長様より5分程度の時間のお許しをいただきましたので、退任の挨拶を申し述べさせていただきます。

令和4年3月31日をもちまして任期を満了することになり、1期3年にわたり教育長としての重責を担わせていただきました。浅学非才の私でございますが、大槌町議会の皆様をはじめ、町職員の皆様、多くの町民の皆様、そして教育関係者の方々の御支援により、この日を迎えることができましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は大槌町の教育に携わったのは34歳からでございました。これまでは他町におきまして心理愛護少年団の指導を行い、一日の登山学習を立ち上げ、保護者と児童とともに登山を行うことによって地形と土石流と森林の関わり、森林と酸素濃度の関係、伐採と植樹などを通して森林の大切さを指導。その後、大槌北小学校で教務主任になったとき、これまでの経験を生かし、大槌の自然のすばらしさを体験させるために地域の皆様の御協力をいただき、渋梨の宮沢牧場へ徒歩で遠足に切り替え、子供たちがサワガニや小魚をたくさん手でつかんだり、鯨山登山では、飲み水の大切さ、森林の大切さを体験させました。大槌小学校に1月に異例の人事異動、翌年度、校舎改築工事が始まり、落成式125周年記念式典等々の準備、文化庁と関わらせていただいたこともありました。私の所属は国語科における敬語の指導と時間数であり、教科書の指導時間数を増やさせていただきました。そして、校長として3年は赤浜小学校に赴任、児童に大槌町の自然のすばらしさ、ふるさと大槌の魅力を感じてもらうための1つに、東京大学国際沿岸海洋研究センターと連携し、研究所との交流をはじめ、大槌湾内を船で回遊させていただき、トビウオの飛び交うところを体験、児童は手をたたいて感激したことを今でも覚えております。そのときに、オットセイ、鯨も見学できることも教わりました。このような感動ある体験が、ふるさと科とともに大槌町の子供の教育に必要な不可欠であります。

また、赤浜小学校では地域とともに考える学校教育、地域の教育力を生かすためにコ

コミュニティスクールを立ち上げ、学校運営協議会では学校支援委員会を開催いたしました。今後は、スクールコミュニティの推進が重要であります。学習においては、主体的学習を導入し、標準学力テストで全国平均を大きく上回ることができました。吉里吉里中学校に校長として赴任、これまで他校で行ってきた3月3日の大槌町主催の津波避難訓練後に私が体験したチリ津波のことについて、子供たちに講話をしてまいりました。3年後、東日本大震災津波、ふるさとを愛し、ふるさとの文化と伝統を引き継ぎ、地域の教育力の再構築や地域の再建、創造のための人材育成を目指すために、学校教育考える会を発足するとともに地域から応援をいただき、郷土芸能を教育課程に位置づけ全校で取組を開始し、リベラルアーツの手法で生徒自身が地域に出かけ、主体的、探求的な活動を行い、郷土芸能の歴史や調査研究、その成果と舞を郷土芸能祭として地域に発表300人の方々においでいただきました。

また、仮設住宅で暮らす生徒から学習の場がないということを訴えられ、生徒の住まいを見学後、夜間に学校における学習の場を提供することを約束いたしました。同時に、NPOカタリバと明治学院大学に応援をいただき、生徒の学習の場の提供や学習の応援をいただきました。次年度には、大槌町と明治学院大学が協働連携に関する基本協定書を締結し、平成25年3月に学校現場を定年退職し、5年後に教育長を拝命、教育長に就任してからは責任の重大さや行政の難しさをたくさん学びました。

大槌町の教育に関わる全ての先導となり、判断力、実行力、将来の展望等が求められるとともに教育委員会の会議を主宰し、教育委員会の権限に関する全ての事務をつかさどるなど、また、大槌高校前校長と高校魅力化推進事業や中高の連携の在り方を十分話してまいりました。小中高の学校教員同士の互見授業、授業研究会等を実施し、小中高の一貫した学習連携を進めることができました。

大槌高校に、リベラルアーツの学習方法を提唱し、現在進めております。来年度からさらに本格的に実施するようでございます。生涯学習に関わり、公民館活動の在り方について公民館館長を対象とした講話を実施し、社会教育の振興、文化財の保護と振興の在り方や郷土の歴史文化の継承のための多くの事業など常に頭から離れることはありませんでした。これからも町民が大槌町に住んでよかったと思っただけの学びの推進に努めていただけるものと思っております。

この3年間、この新型コロナウイルス感染症の拡大により十分な教育活動を展開することができなかったことがすごく悔やまれることです。今後は、一町民として大槌町の

ますますの発展を支援、応援してまいりたいと思っております。

結びに当たり、平野町長様、北田副町長様はじめ、町職員の皆様、大槌町議会小松議長様をはじめ、町議会議員の皆様、学校関係者、そして地域の皆さんの長年にわたる御厚情に感謝を申し上げ、意を尽くせませんが退任に当たりましての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

令和4年3月18日、大槌町教育委員会、沼田義孝。

○議長（小松則明君） お疲れさまでございました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年3月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時12分

上記令和4年3月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員